

浦添市景観重要公共施設 景観協議会(第1回)

日時：平成28年12月21日 10時～12時

場所：浦添市役所 9階講堂



目次

1. 景観重要公共施設の概要
2. 景観協議会について
3. 本協議会の協議内容・対象等について
4. 県道浦添西原線(城間前田線)の整備について
5. 今後のスケジュール案
6. 第2回景観協議会の開催について



1. 景観重要公共施設の概要

①景観重要公共施設とは

道路や河川，都市公園等の公共施設は，建築物や工作物等とともに，地域の景観を構成する重要な要素の一つである。

景観法では，こうした公共施設とその周辺の建築物等が一体となった景観形成を図ることを可能とするため，景観行政団体（浦添市等）が，地域の良好な景観の形成に重要な公共施設を景観重要公共施設とし，景観計画にその整備に関する事項や占用等の許可の基準を定めることができる制度である。

景観法の対象地域のイメージ



県道浦添西原線→
(JAおきなわ浦添支店
～浦添消防署付近)



参考写真：仙台市青葉通

出典：景観法の概要（国土交通省）

1. 景観重要公共施設の概要

②本市における指定施設

本市の景観計画において、平成28年9月30日に県道浦添西原線（JAおきなわ浦添支店～浦添消防署付近）の区間を景観法に基づく景観重要公共施設に指定しています。



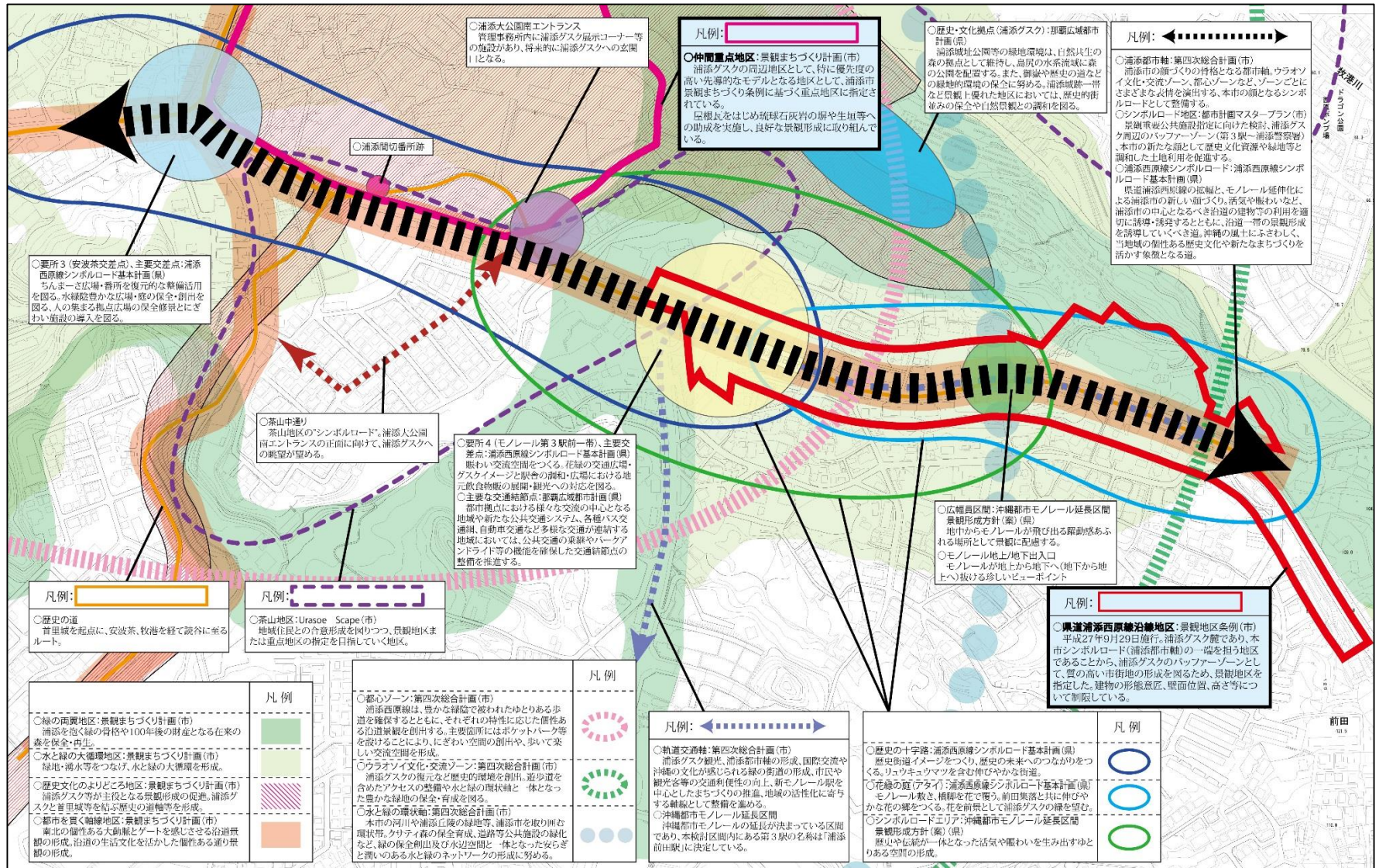
路線名	主要地方 道浦添西原線
対象区間起点	安波茶二丁目93 (JAおきなわ浦添支店)
対象区間終点	前田二丁目1837番1 (浦添消防署付近)
距離(m)	約1,450m



参考写真：JAおきなわ浦添支店、浦添消防署付近

1. 景観重要公共施設の概要

③指定施設の周辺状況



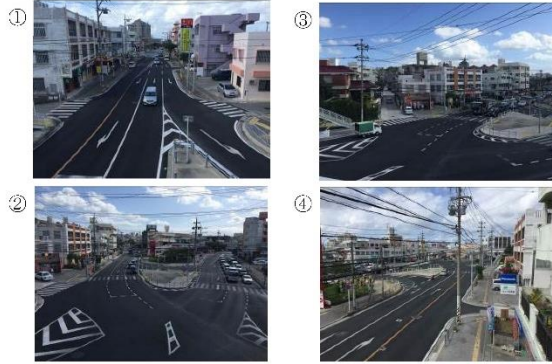
※別紙A3資料

1. 景観重要公共施設の概要

④指定施設の特性

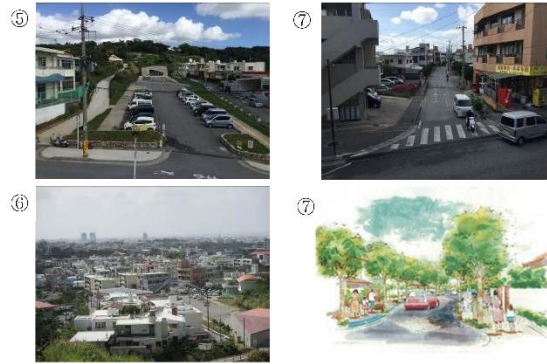
○安波茶交差点：

シンボルロードの主要交差点であり、歴史文化軸や過去・現在・未来の時間軸が交わる場所で、市内の歴史文化要素（グスク、ようどれ、美術館、図書館、大公園等）をつなぐ結節点である。人の集まる拠点広場の整備等を図る。



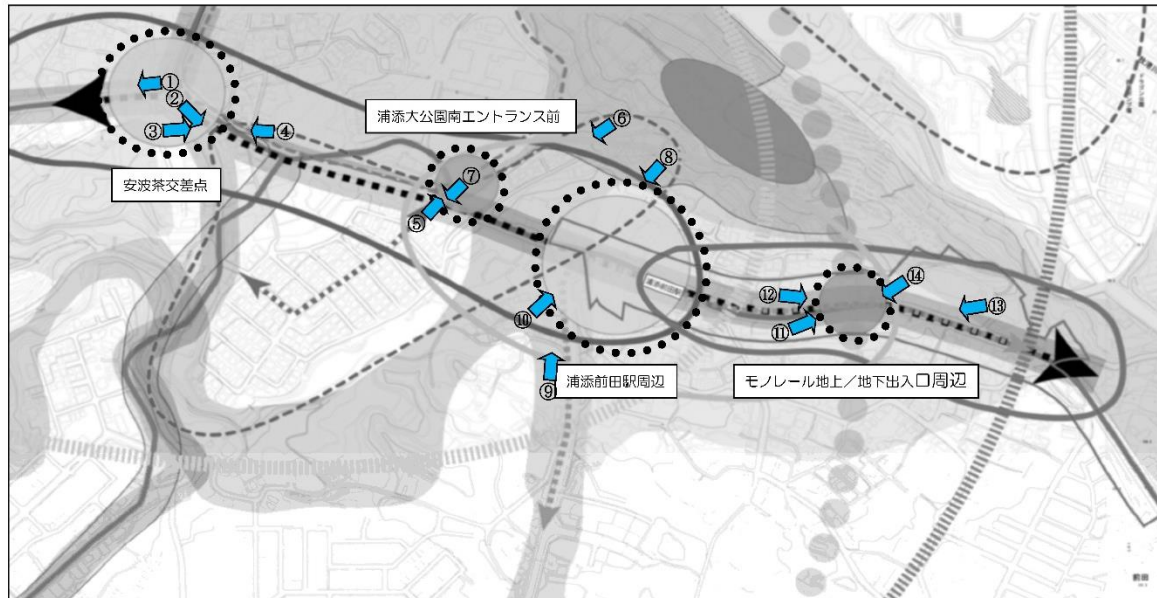
○浦添大公園南エントランス前：

浦添グスクの入口で正面には茶山御殿等の浦添グスクと関わりの深い茶山地区への入口が立地する。緑の創出やグスクが主役となる景観形成、本市の大動脈となる道路景観の形成等を図る。



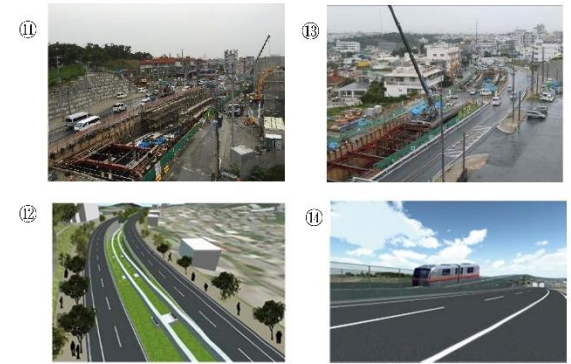
○浦添前田駅周辺：

シンボルロード及び沖縄都市モノレール延長区間の主要交通結節点であり、駅周辺のにぎわいの創出や多様な交流を促進しつつ、浦添グスク周辺景観との調和を図る。



○モノレール地上/地下出入口周辺：

モノレールが地上から地下へ（地下から地上へ）通り抜ける珍しいビューポイント。この特性を活用したにぎわいの創出・演出等を検討する。



※別紙A3資料

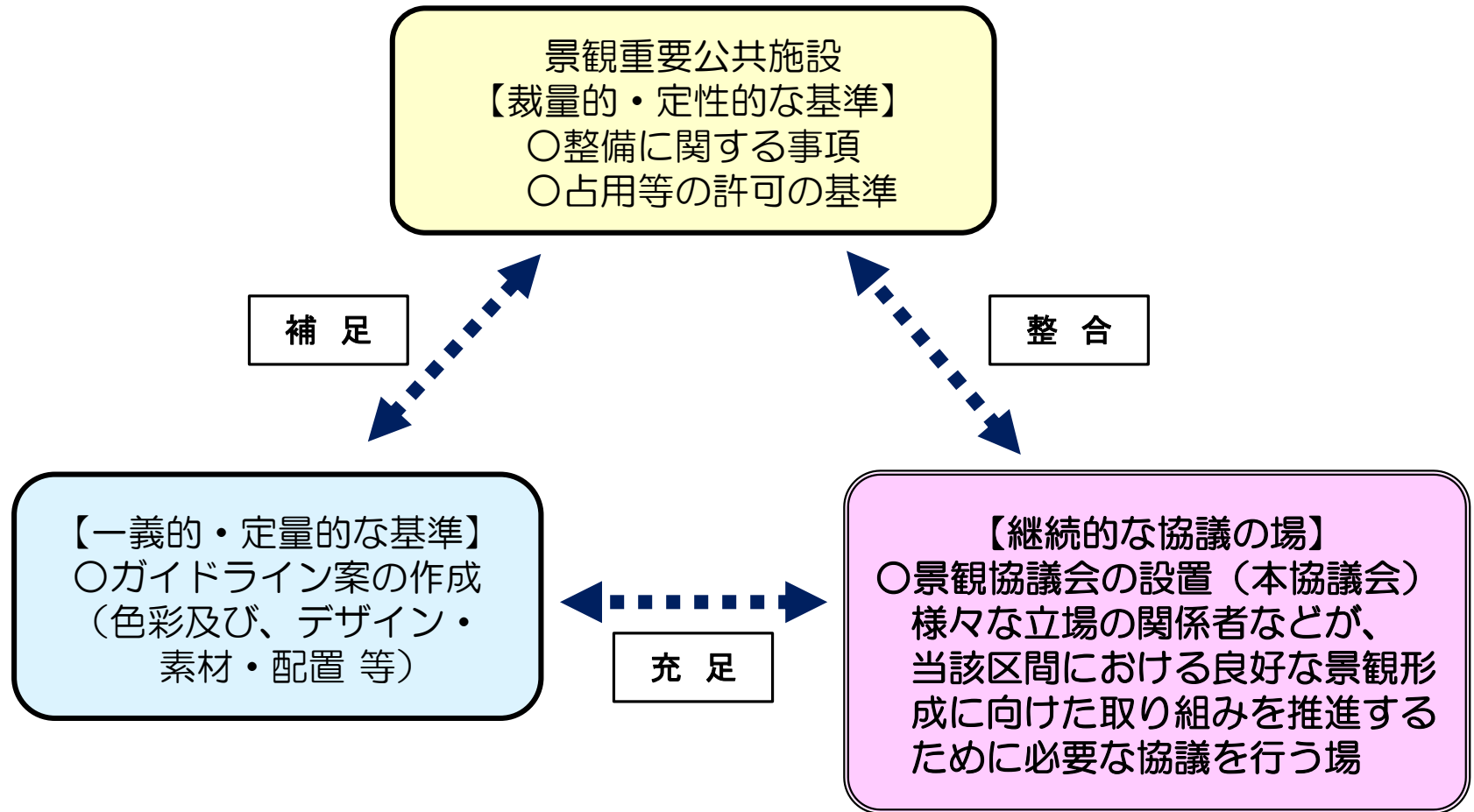
- 浦添グスクの周辺地区(バッファゾーン)として、歴史文化特性に配慮した良好な道路景観づくりに配慮する。
- 道路の付属物については、浦添グスクの歴史文化特性に配慮し、落ち着いた色彩・デザイン等とする。但し、次の場合はこの限りではない。
 - ①安全性の確保などのため、他の法令等で色彩が規定されているもの
 - ②その他、施設管理者が必要と認めるもの
- 歩行者等の快適性確保やうるおいある沿道景観の形成のため、街路樹等による緑化に努め、緑の連続性を確保する。
- 周辺住民をはじめ、来訪者等の利便性・快適性確保のため、道路機能と景観の両面において、質の高い整備に努めるとともに、適切な維持管理及び改善に努める。



- 占用物は、浦添グスクやモノレール車窓、歩道部・車道部等からの良好な眺望を確保し、魅力ある沿道景観の形成に資するよう配慮する。
- 占用物の基調となる色彩は、浦添グスクの周辺地区として、歴史文化特性に配慮した落ち着いた色彩を基本とし周辺景観に配慮した色彩とする。
- 占用物のデザイン、素材等は、浦添グスクの周辺地区として歴史文化特性に配慮するとともに、沿道のまちなみとの一体感や賑わいの創出に配慮したものとする。
- 賑わいを創出する道路空間の積極的な活用については、道路管理者、景観行政団体、景観協議会など関係機関と協議の上、設置を検討する。



景観計画



2. 景観協議会について

②協議会の役割

良好な景観形成を図るためには、周辺のまち並みの状況や地域で培われた歴史・文化を踏まえた上で、周辺の景観との調和を意識するとともに貢献する計画とすることが必要です。

そのため、浦添西原線について、関係行政機関、事業者、地域住民等の様々な立場の関係者が、指定区間内の良好な景観形成を推進するために必要な協議（意見交換）を行うことを目的に本協議会を設置しています。

景観協議会で協議がととのった事項については、協議会の構成員はそれを尊重しなければならない。
(景観法第15条第3項)。

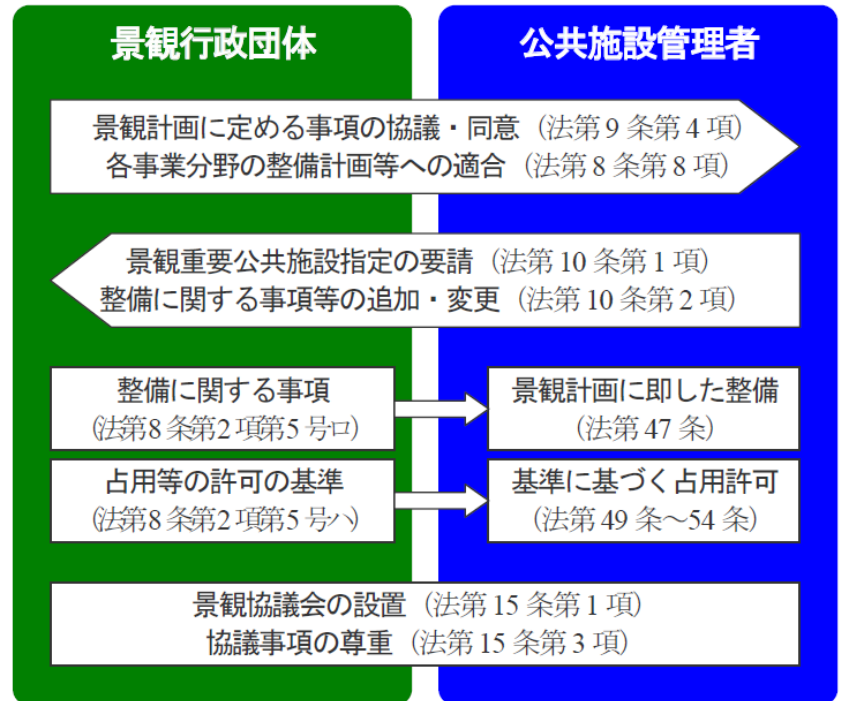
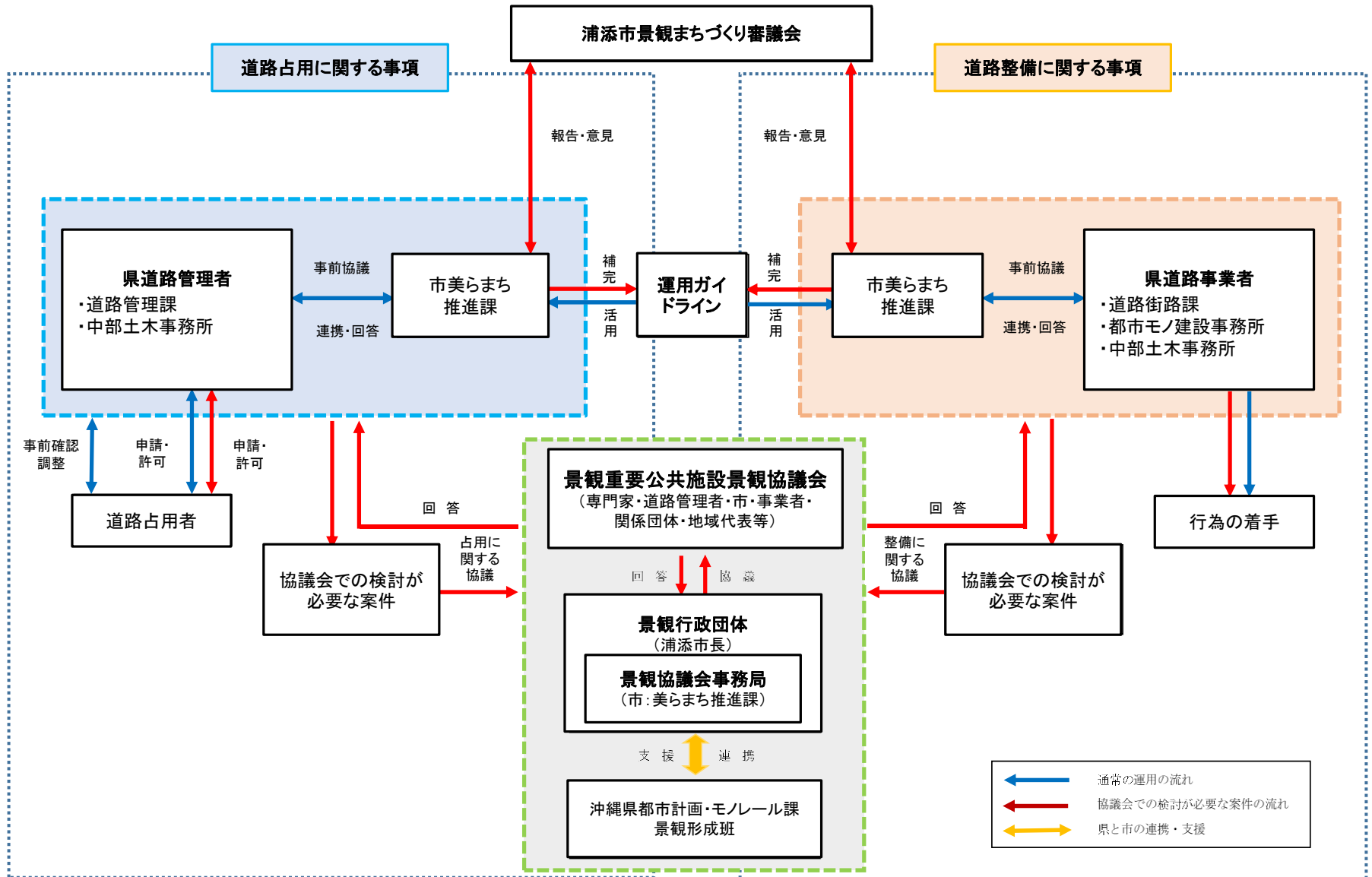


図-1 景観重要公共施設制度の概要

2. 景観協議会について

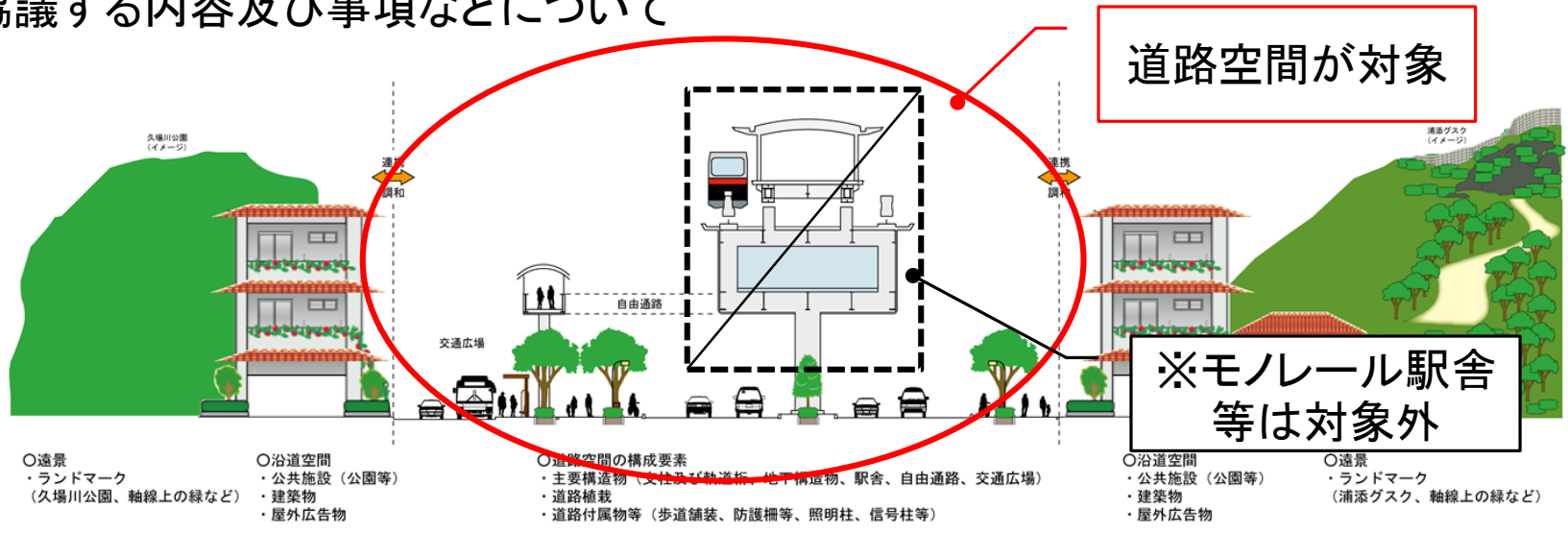
③運用の考え方



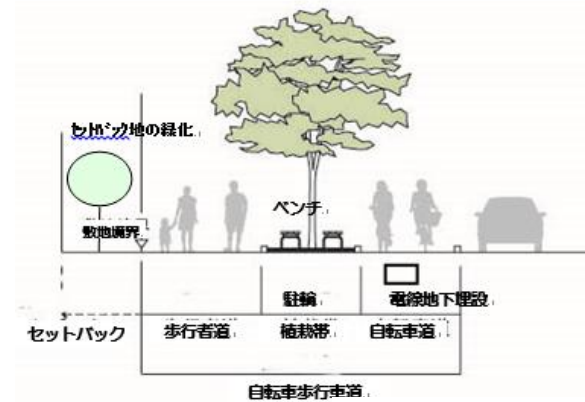
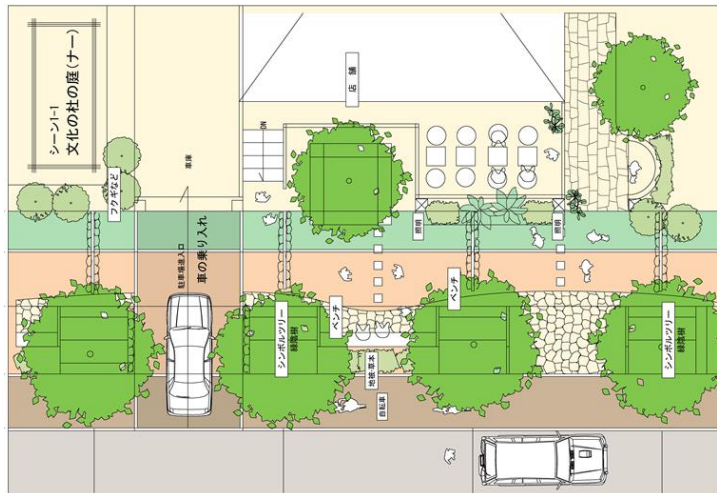
3. 本協議会の協議内容・対象等について

①対象の範囲

協議する内容及び事項などについて



出典：沖縄都市モノレール延長区間景観形成指針



出典：県道浦添西原線シンボルロード基本計画

3. 本協議会の協議内容・対象等について

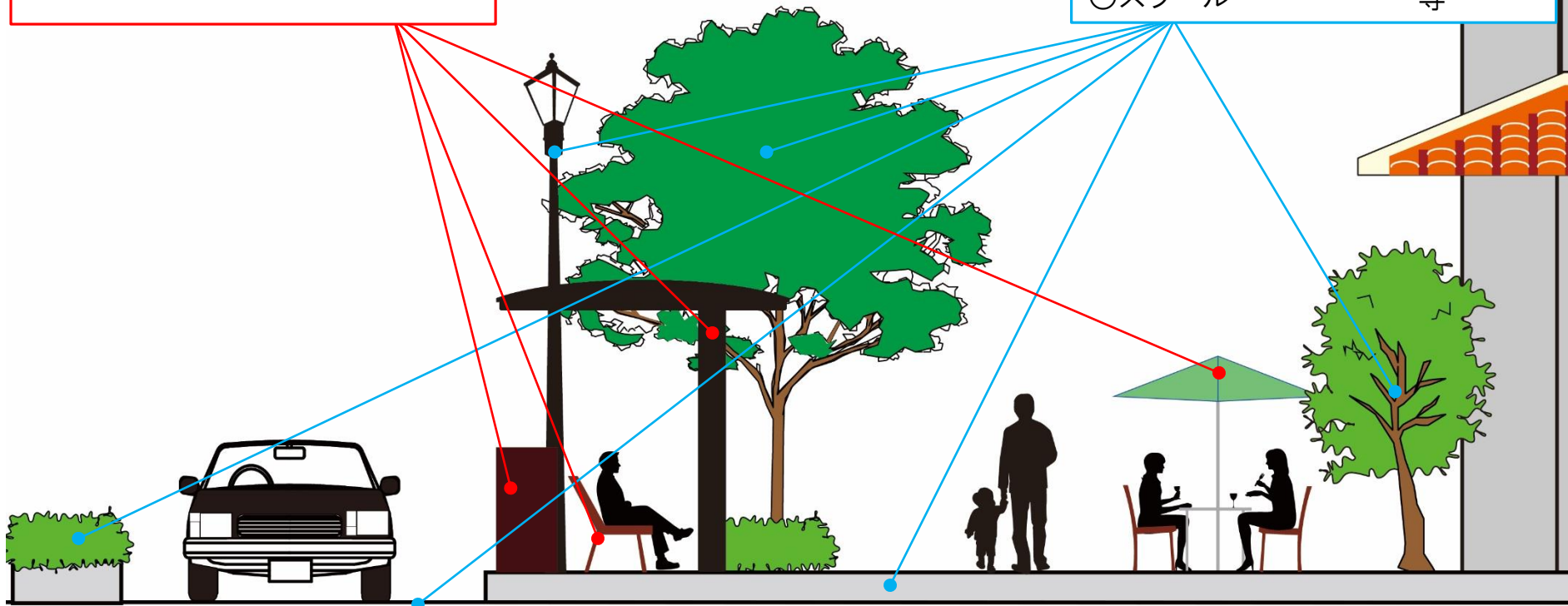
②整備・占用の対象(イメージ)

【道路の占用に係るもの(一部例)】

- バス停の上屋
- ベンチ(仮設)
- 電線共同溝のトランス
- オープンカフェのイス・テーブル・
パラソル 等

【道路の整備に係るもの(一部例)】

- 車道・歩道の舗装材等
- 自転車道の色彩
- 街路樹・植樹帯
- 中央分離帯
- 街路灯
- スツール 等

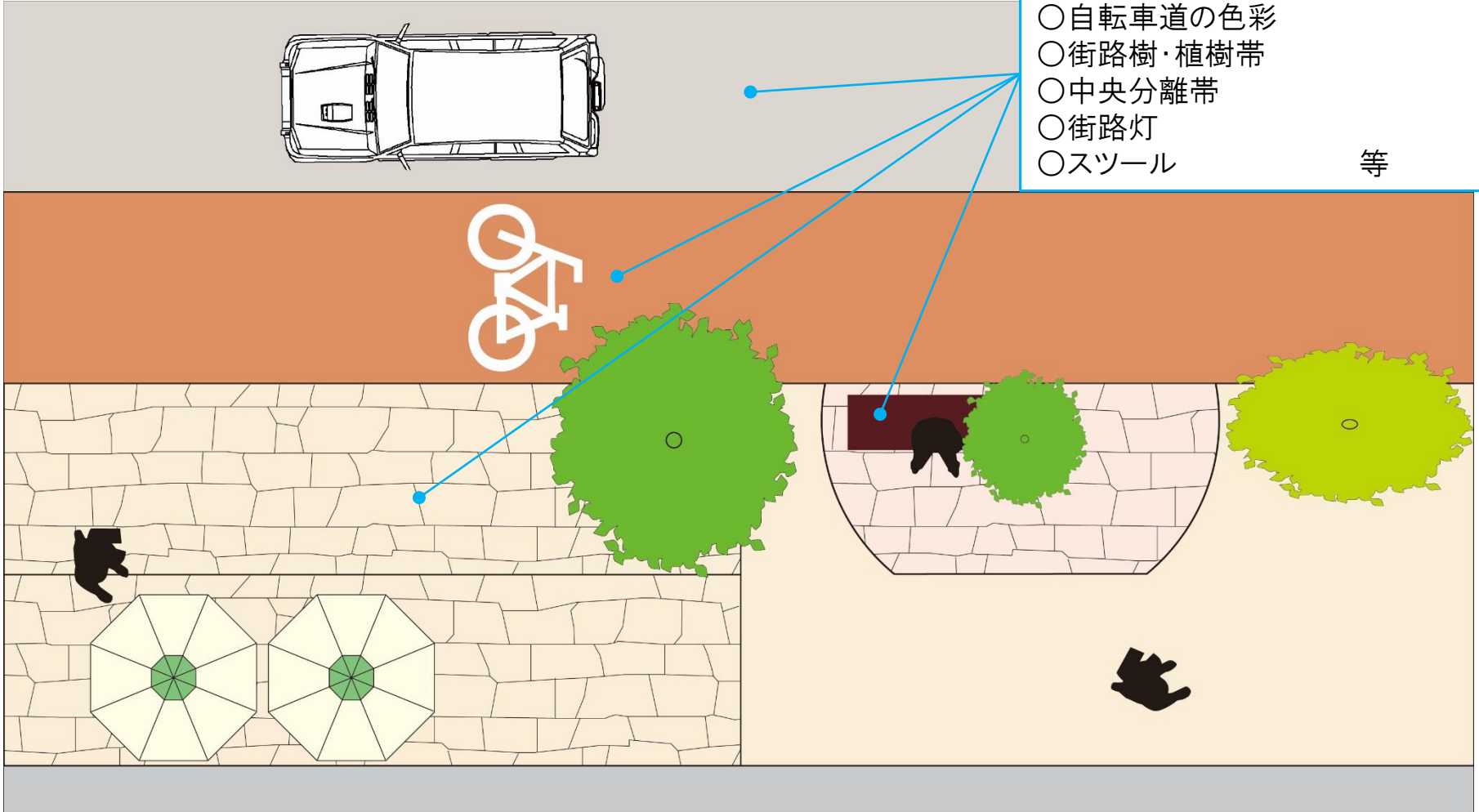


3. 本協議会の協議内容・対象等について

③整備の対象(イメージ)

【道路の整備に係るもの(一部例)】

- 車道・歩道の舗装材等
 - 自転車道の色彩
 - 街路樹・植樹帯
 - 中央分離帯
 - 街路灯
 - スツール
- 等



4. 県道浦添西原線(城間前田線)の整備について

中部土木事務所
及び
都市モノレール建設事務所
からの説明

※資料別途

5. 今後のスケジュール案

景観協議会における今後のスケジュール案

協議事項		H28年度		H29年度			H30年度			H31年度			H32年度以降
		第1回	第2回	第1回	第2回	第3回	第1回	第2回	第3回	第1回	第2回	第3回	
景観協議会の取組みなど		●											
現場視察など			●										
浦添西原線 標準仕様				—————			●●●●●●●●						
城間前田線 (JAおきなわ～ 浦添警察署)	安波茶交差点			—————									
	浦添大公園 南エントランス			—————									
浦添西原線 (浦添警察署～ 浦添消防署)	浦添前田駅周辺			—————									
	モノレール地上 地下出入口周辺			—————									
占用等の許可		<div style="border: 1px solid black; background-color: #e0f2f1; padding: 5px; text-align: center;"> 案件による(事務局及び中部土木事務所で景観協議会の開催について調整) </div>											
その他		<div style="border: 1px solid black; background-color: #e0f2f1; padding: 5px; text-align: center;"> 事業認可区間が延伸した場合は、景観重要公共施設指定区間を延長したうえで、 延伸区間の協議を行う可能性がある </div>											

○第2回景観協議会の開催について

【議事内容（案）】

- 県道浦添西原線（景観重要公共施設指定区間）の景観形成方針（案）について
- 現場視察（景観形成のポイント、地域の重要な場所・地域活動等について）
- 次年度（平成29年度）の景観協議会の開催について

※実施時期は来年2月頃を予定しています。

